

私は、みんなの党横浜市議員団を代表いたしまして、本定例会に上程されている各議案のうち、市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例の制定、市第11号議案 横浜市公園条例の一部改正、市第12号議案 横浜市建築基準条例の一部改正、市第15号議案 横浜市立学校条例の一部改正について、それぞれの議案に関連して質問してまいります。

初めに、市第4号議案 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例の制定に関連してお伺いをいたします。

私たちは、「横浜で子育てをしておよかった」「横浜で老後を過ごせてよかった」とすべての世代に喜んでもらえる都市に、街にしていきたいと考えています。あらゆる立場の人にとって、バリアフリーな都市を実現したい。そのためにも、本市が持つ潜在力をもっと引き出していき、具体的には、行政のみならず自治会町内会をはじめ、NPO法人など様々な主体が、地域の担い手として成長していくことが必要であると考えています。

昨年6月には、寄附文化の醸成とNPO法人への寄附の促進を目的に、議員立法により全会一致でNPO法が改正されました。この改正により、ある程度の財政基盤や運営組織を有するNPO法人は、認定を受けやすくなるなど、アドバンテージが付与されました。

しかし、一方では、財政基盤等が十分ではなく、認定を受けるまでには至らないが、身近な地域課題に一生懸命取り組んでいるNPO法人も多くあります。そのようなNPO法人にとっては、本市の裁量により本件条例が制定され、指定を受けられるようになることで、当該法人に寄附した方の住民税が6%控除され、寄附を受けやすくなる環境が整うなど、一定のメリットが生じるようになります。そこで、まず、

(1)各自治体が裁量で条例を制定するかしないかを定められる中、条例を制定することを決めた理由を伺います。

また、

(2)条例を制定することにより、NPO法人に対してどのような支援をしようと考えているのか、伺います。

一方、私たちは、これらのメリットを受ける法人は、あくまでも横浜の地域課題の解決に寄与し、豊かな地域社会をつくるために、一生懸命取り組んでいる良質なNPO法人を対象にしなければならぬと考えています。

NPO法人の中には、わずかではありますが社会的弱者を対象に金員を搾取するなど、不良不適合というべき法人があることも事実です。私たちは、そのような法人が、本件条例の恩恵を受けることはあってはならないと考えています。そこで、

(3)いわゆる不良不適合なNPO法人が指定を受けることを防止するための対策を伺います。

今後とも、本件条例などを基に、良質なNPO法人が多くなり、豊かな横浜の地域社会を形成する担い手が増えることを期待して、次の質問に移ります。

次に、市第 11 号議案 横浜市公園条例の一部改正に関連してお伺いをいたします。

今回の条例改正の対象となっている南本宿第三公園は、横浜みどりアップ計画新規拡充施策における、農園付公園整備事業により整備される第 1 号の公園であると聞いています。しかしながら、この新しく整備する公園のすぐ近くには大きな南本宿公園があります。そこで、なぜ、

(4)近接地域に都市公園があるにも関わらず、この場所に新たに公園を整備するのか、伺います。

その上で、

(5)農園付公園整備事業のねらいと進捗状況について、伺います。

平成 21 年度から始まった横浜みどりアップ計画新規拡充施策の 5 か年事業は、折り返し地点を過ぎ、4 年度目に入っています。多数の事業に取り組んでいますが、一部の事業では、計画通りに進んでいない事業もあると聞いています。そこで、

(6)横浜みどりアップ計画新規拡充施策の3か年の取り組みの状況と、残り2か年の進め方について、伺います。

市民の方々から横浜みどり税をいただいて進めている、みどりアップ計画新規拡充施策においては、成果をしっかりと出すとともに、市民の方々が成果を実感できるようにすべきだと要望し、次の質問に移ります。

次に、市第 12 号議案 横浜市建築基準条例の一部改正に関連してお伺いをいたします。

平成 20 年 10 月に、大阪市の個室ビデオ店で火災が発生し、多数の死傷者が出る事故が発生しました。

火災の発生は、未然防止が第一に必要ですが、万が一火災が発生した場合でも、安全確実に避難できるように避難経路を確保することが重要です。

今回の条例改正では、これまで、建築基準条例で規制がかかっていなかった個室ビデオ店等の建築物に対して、新たに避難安全の確保を行っていくものであり、大変意義のあることだと感じています。そこで、

(7)平成 20 年の大阪市での火災事故発生以降、本条例制定までの取り組みについて、伺います。

ところで、建築基準法では、建築当時に適法に建築された建築物が、その後の法律や条例の改正により適合しない部分が生じたとしても、増改築等を行わなければ不適合の部分をもまま使用できる、いわゆる既存不遡及の規定があると聞いています。

この既存不遡及の制度は、法律や条例改正時に既に存在している建物の所有者に対し、過大な負担をかけないという点では理解できますが、一方、増改築等が行われないうちに、古い基準で建築された建築物がそのまま残ってしまうという問題点があります。

今回、個室ビデオ店等についても既存の建築物については、条例改正の内容が、遡及適用できないこととなりますが、一方で市民の安全安心を守るのは行政の責務であるとも考えています。そ

こで、

(8)既存の個室ビデオ店等の安全性確保に対する考え方について伺い、次の質問に移ります。

次に、市第 15 号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関連してお伺いをいたします。

先日、京都府の亀岡市で、集団登校中の児童 9 名と保護者 1 名の列に車が追突し、3 人の尊い命が失われるという、大変痛ましい事故が起きており、児童・生徒の通学安全対策に対する関心が全国的に高まっているところです。

学校統合においては、従前より通学区域が広がるため、通学安全に対する対策をより十分に行う必要があると考えます。そこで、

(9)学校統合により通学区域が広がることに伴い、通学安全対策について、どのような対応を行ってきたのか、教育長に伺います。

児童・生徒の通学安全については、日頃から十分な対策を行う必要があると考えます。栄区では区長を会長、栄区連合町内会長、栄警察署長、栄消防署長を副会長とする「栄区セーフコミュニティ推進協議会」が、5月14日に「こどもの交通安全を確保する緊急宣言」を行い、地域、区役所、警察署、消防署が学校と連携し、区内全校の通学路を緊急巡回・点検していると聞いています。この巡回点検には、区長、警察署長、消防署長などが自ら赴いて点検をされていると聞いています。このような取り組みも参考にしながら、引き続き、児童・生徒の命を守るという観点で、事故を未然に防ぐための対策をしっかりと行うべきと考えます。そこで、

(10)各学校において、現在どのような通学安全対策を行っているか、教育長に伺い、みんなの党横浜市会議員団を代表しての私の質問とさせていただきます。